栃木県治山施設長寿命化計画（概要）

環境森林部　森林整備課

1　目的・位置付け

治山施設は、その効用により劣化した保安林の機能を回復させ、健全な状態の森林に維持する事を目的とした施設であり、保安林機能を補完するものである。厳しい財政状況下において適正な維持管理を実施するため、従来の事後保全※1的な修繕・更新だけでなく予防保全※2的な修繕を実施し、トータルコストの縮減・平準化を図り、将来にわたって求められる機能を適切に発揮し続けることを目的とした長寿命化計画を策定する。

なお、本計画は、栃木県公共施設等総合管理方針に基づく「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」として位置付け、計画期間は令和 2 年度からの 10 年間とする。

※1：損傷や劣化がある程度進んでからの対策　※2：損傷や劣化が進む前の対策

2　計画の対象

現在、栃木県が管理する治山施設は 2,547 箇所（渓間工 8,185 基、山腹工 1,133ha）である。そのうち、予防保全型の維持管理・更新等による対応が不要な箇所※3 については、本計画の対象から除外し、計画対象箇所は 1,585 箇所とする。なお、本計画期間内においては現段階で修繕を要する 104 箇所（健全度※4Ⅳ）の緊急修繕を実施する。

※3：治山施設の効用により、健全な森林に回復した結果、施設の予防保全型の維持管理を行わなくても保安林機能が持続的に確保できる箇所または施設が損傷した場合においても保全対象への影響が限定的な箇所

※4：点検の結果に基づき、施設の部位別に状況を評価した上で、施設周辺の森林状況等も踏まえ、箇所全体の健全性を評価しランク分けした指標。

対象箇所数

	箇　所　数
管 理 対 象	2,547
計 画 対 象	1,585
緊急修繕対象	104

健全度の定義

施設全体の健全度	説明
健全度Ⅰ	異常無し
健全度Ⅱ	施設全体の機能は維持されている
健全度Ⅲ	施設全体の機能の低下が生じる可能性がある
健全度Ⅳ	施設全体の安定性や強度が低下している

3　基本方針

(1)　メンテナンスサイクルの構築

[点検・診断]⇒[対策の実施]⇒[記録]のメンテナンスサイクルを構築し定着を図る。なお、定期点検の結果から、施設周辺の状況変化により、予防保全型の維持管理が不要と判断される箇所については、計画の対象から適宜除くことを検討する。

(2)　予防保全の実施

異常の早期発見や予防保全的な修繕により施設の機能回復を図る。

(3)　コストの縮減と平準化

計画的な予防保全により維持管理・更新に要するコストの縮減を図り、予算の平準化を図る。

4　長寿命化計画の効果

(1)　予算の平準化

定期的な点検結果に基づく計画的な維持管理により、費用の平準化が可能となる。

(2)　維持管理費（トータルコスト）の縮減

計画的な予防保全により、トータルコストの約 3 割縮減が期待できる。

(3)　財源の優遇

個別施設計画を策定することにより、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる。
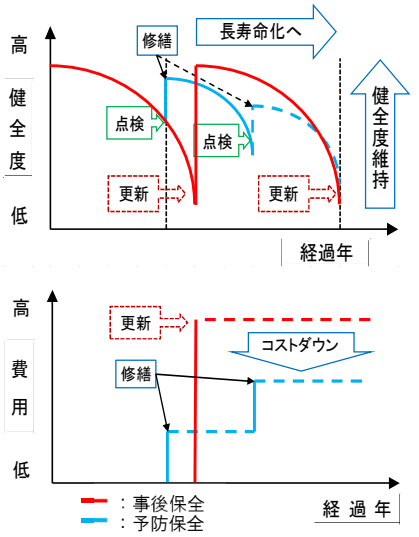
トータルコストの平準化・縮減のイメージ